

工事契約関係の入札契約制度改正について

平成22年11月1日

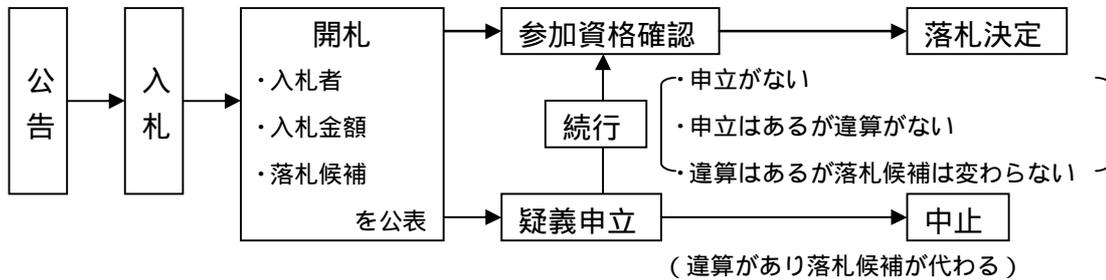
1 積算疑義申立手続の改正

現行の積算疑義申立手続は、落札候補を公表した後、疑義申立手続を行い、違算があり落札候補が代わる場合には、入札を中止することとしています。

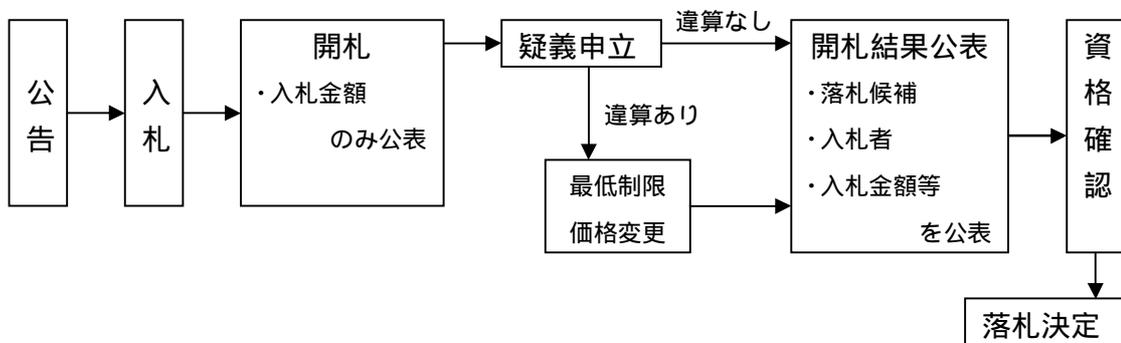
改正後は、開札時に入札金額のみ公表して疑義申立手続を行い、違算があった場合には最低制限価格を変更し、その後に落札候補等を公表する方式に変更します。

手続の詳細については、後日お知らせします。

(1) 現行制度



(2) 改正後（平成22年12月以降）



（低入札価格調査対象工事も、上記に準じた手続になります。）

2 最低制限価格設定方法の変更

最低制限価格の設定に使用するX, Y, Zの値の決定方法を、各入札者が入力するくじ番号及び到着ミリ秒から求める方法から、電子入札システムから発生させる数値により決定する方法に改めます。

3 適用時期

平成22年12月1日以後に公告する工事から適用します。